

剪定樹木を回収します 緑のリサイクルにご協力ください(予約制)

☎ 環境生活課 環境生活係 ☎096(232)2114

家庭で大量に発生する剪定樹木を回収します。また、樹木をチップ状にしたものを希望者に配布します。チップには雑草の発生を抑制する効果や、土の乾燥を防ぐ効果があります。

実施日	搬入時間	回収場所
12月7日(日)	午前9時～10時30分	光の森備蓄倉庫駐車場
	午後1時～3時	菊陽町役場西側駐車場(町民グラウンド)

費用

無料

処理の対象となる樹木

住宅敷地内の庭木、生け垣など(ごみ袋に入れる必要はありません)



処理できない樹木

皮膚病の原因になる木(はぜ、漆など)、実の付いた木、木の根、釘や針金が付いた木、建築廃材、竹

注意事項

- 広がっている枝は落とす
- 直径15cm以内、長さ2m以内
- 土や小石などを混入させない
- 車からの搬出はご自身で行ってください

申込方法(予約制)

電話または右記QRコードから申し込む



申込期限

12月4日(休)

※予約数が多い場合は、混雑を避けるため、締め切る場合があります。

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です



☎ こども家庭相談課 ☎096(232)1117

児童虐待は、子どもの心と体の成長に深刻な影響を及ぼす重大な問題であり、社会全体で防止に取り組むことが求められています。

虐待とは？

身体的虐待

殴る、蹴る、つねる、激しく揺さぶる、家の外に閉め出すなど

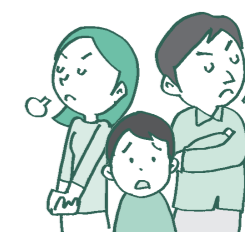


ネグレクト

乳幼児を残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置、他の人が子どもに暴力をふるうことを放置するなど

心理的虐待

暴言を吐く、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など



性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど



「虐待かも」と思ったら

- 虐待は家庭内で起こることが多く、外から見えにくいのが特徴です。だからこそ、地域での「気づき」と「通報」がとても大切です。
- 「泣き声がいつも聞こえる」「夜遅くまで小さな子どもが外にいる」など、身近で気になることがあれば、迷わずご相談ください。



虐待に気づいたときの相談窓口

- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」
(通話料無料 24時間対応 夜間休日含む)
- こども家庭相談課 ☎096(232)1117
(平日午前8時30分～午後5時15分)



○通報は“親を責めること”ではなく、“子どもの命と未来を守ること”につながります。通報した人の情報が知られることはありません。
○子どもたちが安心して成長できる社会をつくるために、皆さまのあたたかいご協力をお願いします。

189(いちはやく) 気づいてあげて そのサイン

下水道使用料の基本料金を 2カ月分減免します

☎ 下水道課 業務係 ☎096(232)2164
大津菊陽水道企業団 営業課 ☎096(293)7711



町における物価高騰対策事業の一環として、下水道使用料の基本料金を2カ月分減免します。

町民・事業者からの申請は必要ありません。

減免内容

公共下水道および農業集落排水事業使用料の基本料金
※1カ月当たり770円(税込み)

対象期間

11月・12月請求分

対象者

町公共下水道および農業集落排水事業を利用している町民・事業者

その他

- 1カ月の使用水量が8立方mを超えるものは超過使用料がかかります。超過使用料は減免の対象外です。
- 上水道料金と合わせて大津菊陽水道企業団から請求がある人は、検針票をご確認ください。
下水道使用料のみ町から請求がある人は、納付書または口座振替通知書に同封するお知らせをご確認ください。
- ご不明な点は、大津菊陽水道企業団または下水道課までお問合せください。

令和8年菊陽町二十歳の成人式は1月11日(日)に開催

☎ 生涯学習課 生涯学習係 ☎096(232)4917



日時

令和8年1月11日(日) 午前9時30分～

対象者

平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ

案内状送付

10月1日時点で町内に住民票があった人に送付しています。
※町外に転出した人など案内状が届いていない人も出席できます。

申込方法

出席回答フォームに必要項目を入力して送信してください。
※記念品の準備などがありますので、必ず11月7日(金)までに送信してください。



詳細は、町ホームページに掲載しております。出席を希望する人は、必ずご確認ください。